

「相続と遺言」

弁護士 隈本源太郎
(第二東京弁護士会所属)
(事務所)
東京都港区愛宕 1-3-2
愛宕 View Apt,1501
隈本綜合法律事務所
Tel03-6430-6688 Fax03-6430-6668

- 相続紛争の増加（相続から争族へ）
 - ex. 遺産分割調停の申立件数の推移
 - 昭和 50 年 4191 件
 - 昭和 60 年 4866 件
 - 平成 4 年 7842 件
 - 平成 14 年 9237 件
 - 平成 17 年 10130 件

- 相続紛争発生 of デメリット
 - i 人間関係～法定相続人の配偶者
 - ii 解決までに要する時間
 - iii 精神的負担
 - iv 経済的負担
 - v 事業の継続性への支障

- 遺言を作成しましょう
 - i 相続紛争防止のために
 - 相続税対策という観点のみならず，法的な観点を十分に考慮する必要あり
 - ex. 「全財産を第三者～に」
 - ii その他
 - ex. 「愛犬の面倒を～」
 - 「海に散骨してほしい」

- 遺言作成に関する基本情報
 - i 法定相続人
 - 内縁の妻？兄弟？孫？甥・姪？
 - ii 遺産
 - 生命保険金？死亡退職金？オーナー会社株式？ゴルフ会員権？

負の財産は？ex.代表者保証

- iii 公正証書遺言
遺言作成だけでは万全ではない？

○ 法的な観点

- i 特別受益
- ii 寄与分
- iii 遺留分

○ 是非専門家にご相談を